平成２２年（フ）第５４５０号
大阪市東淀川区菅原４丁目１番22―105号
債務者　小林　竜典
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４５２号
大阪府東大阪市菱屋西３丁目２番17号
債務者　池田喜美代（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４９３号
大阪市東淀川区菅原７丁目６番２号
債務者　新山文子こと　玄　　文子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５７１号
大阪府豊能郡能勢町山田558番地
債務者　新谷みどり
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７７６号
大阪府摂津市三島２丁目２番47―307号
債務者　新田美登里
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８１６号
大阪府高槻市松川町20番16号
債務者　富美の呉服店こと　鈴木　好文
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８２０号
大阪市住之江区南港中４丁目７番21―505号
債務者　安藤　義晃
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８６４号
大阪府東大阪市吉松２丁目８番17号プロニティ・ユー　205号
債務者　星野かおる
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２３７号
大阪府枚方市招提南町３丁目７番２号
債務者　南　　智子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３７５号
大阪府茨木市松ケ本町６番37―807号
債務者　平　　良次
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４０４号
大阪市住吉区清水丘２丁目４番７号　メゾンブラン202号
債務者　木崎　康平
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４９２号
大阪市旭区中宮３丁目３番６号　イルクレール３Ａ、住民票上の住所大阪市旭区中宮３丁目９番８号　干場方
債務者　村上巳知子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５０２号
大阪府枚方市田口２丁目25番２号
債務者　髙井　幸治
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５５５号
大阪市鶴見区焼野１丁目１番２―202号
債務者　松木登志子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５６０号
大阪市大正区三軒家東１丁目14番７―508号
債務者　小畑　智美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５６８号
大阪府東大阪市高井田西２丁目７番19号
債務者　峠本　美子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５８５号
大阪府門真市大池町22番19号
債務者　田渕由起子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６０９号
大阪市東住吉区鷹合３丁目８番20号　宮本マンション301号
債務者　多田　秀一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部